

## 秋田県告示第291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成30年5月18日

秋田県知事 佐竹 敬久

### 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
県道	旧	十二所花輪 大湯線	A	大館市十二所字折橋118番地先から字堂ヶ 沢42番地先まで	5.60～41.00	1.452
			B	大館市十二所字折橋126番地先から字堂ヶ 沢97番1地先まで	8.20～48.40	1.405
	新	十二所花輪 大湯線	B	大館市十二所字折橋126番地先から字堂ヶ 沢97番1地先まで	8.20～48.40	1.405

### 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田市鷹巣字東中岱76番地1 秋田県北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成30年5月18日（金）から同月31日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）